

専門医に関する広告について

医師又は歯科医師の専門性にかかる医療広告規制の見直し（令和3年告示改正）

改正の概要

専門医機構又は**歯科専門医機構が行う専門性に関する認定を受けた旨（基本的な診療領域に限る。）**については、広告することができる事項に追加するとともに、医師又は歯科医師については、一定の基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医療従事者の専門性に関する認定（以下「学会専門医認定」という。）を受けた旨を、広告することができる事項から除くこととする。

経過措置

上記改正に伴い、以下の経過措置を講じることとする。

- ① 適用期日前に厚生労働省に届出を行った学会専門医の認定を受けた旨（医師又は歯科医師の専門性に係るものに限る。）については、当分の間、なお従前の例により広告することができるものとする。
- ② ①にかかわらず、専門医機構専門医認定を受けた医師又は歯科医師について広告する場合にあっては、当該医師又は歯科医師が専門医機構専門医認定を受けた専門性と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について学会専門医認定を受けた旨を広告することはできないこととする。

ただし、学会専門医認定を受けた旨について適用期日において現に広告しているときは、専門医機構専門医認定を受けた旨を広告するまでの間は、引き続き当分の間、学会専門医認定を受けた旨を広告することができることとする。

適用期日

令和3年10月1日

広告可能な事項について

○医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の五第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴

二 一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨(基本的な診療領域に係るものに限る。)

三 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う薬剤師、看護師その他の医療従事者(医師及び歯科医師を除く。へ及びりにおいて同じ。)の専門性に関する認定を受けた旨

イ 学術団体として法人格を有していること。

ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。

ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。

ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。

ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること。

へ 資格の認定に際して、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。

ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。

チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。

リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

日本歯科専門医機構における歯科専門医の状況①

第18回
医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
(令和3年7月8日) 資料2-1

日本歯科専門医機構の設立経緯

- 2005年～ 日本歯科医学会において歯科専門医制度の検討
- 2014年 日本歯科医師会と日本歯科医学会の両会長名で「歯科医師の専門医の在り方に関する検討会」の設置を医政局長宛要望書提出
- 2015年 厚生労働省において、「歯科医師の資質向上等に関する検討会」のワーキンググループとして、「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」を設置
- 2016年 5月 「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」において方向性ととりまとめ
11月 「歯科医師の資質向上等に関する検討会」においてWGの議論を踏まえた論点整理
- 2017年 日本歯科医師会、日本歯科医学会連合等による「歯科専門性に関する協議会」設置
- 2018年 一般社団法人日本歯科専門医機構設立

日本歯科専門医機構における歯科専門医の考え方

1. 歯科専門医とは

それぞれの専門領域において適切な研修教育を受け、十分な知識と経験を備え、患者から信頼される専門医療を提供できる歯科医師

2. 歯科専門医機構が認定する専門医制度の基本的理念

1. プロフェッショナルオートノミーに基づいた歯科専門医(および歯科医療従事者)の質を保証・維持できる制度であること
2. 国民に信頼され、受診先の選択に際し良い指標となる制度であること

(参考) 歯科領域の広告可能な専門性資格

- | | | | | | |
|----------|-----------|----------|------------|----------|---------|
| ・公益社団法人 | 日本口腔外科学会 | 口腔外科専門医 | ・特定非営利活動法人 | 日本歯周病学会 | 歯周病専門医 |
| ・一般社団法人 | 日本歯科麻酔学会 | 歯科麻酔専門医 | ・公益社団法人 | 日本小児歯科学会 | 小児歯科専門医 |
| ・特定非営利法人 | 日本歯科放射線学会 | 歯科放射線専門医 | | | |

日本歯科専門医機構における歯科専門医の状況②

第18回
医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
(令和3年7月8日) 資料2-1

歯科における専門領域の考え方

- 専門医の診療領域については、大学の講座(分野)に準じたものを基本とし、サブスペシャリティーについては今後の検討課題とする。
- 地域歯科医療における多職種連携、訪問歯科診療、ハイリスク患者の歯科診療などを総合的かつ専門的に行い歯科医師を認定する「総合歯科専門医(仮称)」制度を構築する。
- 以上の方針から、まず、以下の**10基本領域について専門医制度の認証について検討**を進める。
 - ①現在広告可能な5領域 **口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線**
 - ②専門医像や専門領域について、関係学会間で協議の上、新たに検討を行う5領域
歯科保存、歯科補綴、矯正歯科、インプラント歯科、総合歯科(名称はいずれも仮称)

専門医制度認証の仕組み

- 各専門医制度の構築(専門研修カリキュラム、専門研修教育、専門医資格等の認定や更新の審査・認定に係る制度設計等)は、各領域学会で行う。
- 日本歯科専門医機構は、各学会の制度の基本的要件・基準の設定等について、中立・公正に審査し、各学会の専門医制度及び専門医・研修施設等の評価・認定と認証を行う。

専門医制度認証の状況

- 現在までに、**①の5学会(いずれの専門医も、現時点で広告可能な専門性資格)の専門医制度認証が修了**している。
- ②の5領域については、協議が終わったものから順次認証を行う。

学会名	専門医名称	登録番号	登録年月日	認証期間	認証専門医数
日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	第1号	令和2年6月1日	令和2年6月1日～令和7年5月31日	129名
日本歯周病学会	歯周病専門医	第2号	令和2年10月23日	令和2年10月23日～令和7年10月22日	454名
日本小児歯科学会	小児歯科専門医	第3号	令和2年10月23日	令和2年10月23日～令和7年10月22日	317名
日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医	第4号	令和2年10月1日	令和2年10月1日～令和7年9月30日	86名
日本口腔外科学会	口腔外科専門医	第5号	令和2年10月1日	令和2年10月1日～令和7年9月30日	773名
				合計	1,759名

背景

○ 歯科における専門医制度については、一般社団法人日本歯科専門医機構において、10基本領域で認定の検討が進められることとされ、広告可能な5領域（※1）の認定が終了し、それ以外の5領域（※2）は、専門医像や専門領域について関係学会間での協議が終わったものから順次、認定を行うとされていた。

※1 口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線

※2 歯科保存、補綴歯科、矯正歯科、インプラント歯科、総合歯科（名称はいずれも仮称）

○ 今般、同機構の令和5年度第1回理事会（臨時）（令和5年5月24日開催）において、新たに、「補綴歯科」の領域について認定が行われた。

補綴歯科について

○ 歯や顎の一部または全部が失われた場合に、ブリッジや義歯（入れ歯）、インプラント義歯などの補綴装置で補い、機能の回復をはかる歯科治療。

（補綴歯科に用いられる主な補綴装置）

①ブリッジ



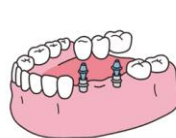
②部分床義歯
（部分入れ歯）



③全部床義歯
（総入れ歯）



④インプラント義歯



図：公益社団法人日本補綴歯科学会

補綴歯科専門医の専門性

○ 高頻度に見られる基本となる歯質、歯の欠損症例とともに、治療効果が得られにくい難症例（※）にも対処できる知識、態度及び高度な臨床技能を有する。

（※）顎顔面欠損症例、咬み合わせの大幅な乱れのある症例、摂食機能障害、口蓋裂、顎機能障害 等

補綴歯科専門医の申請資格の主な条件と認定審査

<申請資格の主な条件>

- 歯科医師免許を有すること
- 日本歯科専門医機構が認定した専門医認定研修機関で5年以上の診療および研究に従事すること
- 専門医試験に合格していること
- 学術大会等への出席
- 歯科補綴学に関連する領域の発表（筆頭著者または演者の場合を必ず含む）
- 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療 等
 - ・ 治療終了後3年以上の経過観察を行った症例 1 症例
 - ・ 治療を終了した症例（100装置以上と難症例20例以上を含む）

<認定審査>

公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動法人日本顎咬合学会が合同で運営する委員会において審査が行われ、両会理事会の議を経て、日本歯科専門医機構にて審査・認定。

補綴歯科専門医に関する医療広告の今後の進め方について

背景

- 令和3年の告示改正により、日本歯科専門医機構が行う歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨（基本的な診療領域に係るものに限る。）は、広告可能とされた。
- 令和3年時点で、歯科領域における基本領域として、「補綴歯科」等を新たに検討する予定となっていた。
- 令和5年5月日本歯科専門医機構において、「補綴歯科」について専門医制度規則等が承認され、「補綴歯科」が基本領域として認定された。また、「補綴歯科専門医」が認定開始となった。

対応案

- 日本歯科専門医機構が認定する基本領域に係る専門医である「補綴歯科専門医」を広告可能としてはどうか。
- 次ページの案のとおり、医療広告ガイドラインの改正により、このことを明記してはどうか。

医療広告規制の見直し（案）

○ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）

改正案	現行
<p>第4広告可能な事項について</p> <p>4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容 (1)～(8)（略） (9) 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの（第9号関係） （中略） ア（略）</p> <p>イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨</p> <p>① 医師、歯科医師の専門性資格</p> <p>a 専門医機構が認定するいわゆる専門医等の資格（基本的な診療領域に係るものに限る）を有する旨を広告しても差し支えないこと。ここでいう基本的な診療領域とは、医師については内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科及び総合診療を、歯科医師については、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科、歯科放射線及び補綴歯科をいうこと。</p> <p>b～d（略） ②～③（略）</p>	<p>第4広告可能な事項について</p> <p>4 広告可能な事項（法6条の5第3項）の具体的な内容 (1)～(8)（略） (9) 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの（第9号関係） （中略） ア（略）</p> <p>イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨</p> <p>① 医師、歯科医師の専門性資格</p> <p>a 専門医機構が認定するいわゆる専門医等の資格（基本的な診療領域に係るものに限る）を有する旨を広告しても差し支えないこと。ここでいう基本的な診療領域とは、医師については内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科及び総合診療を、歯科医師については、口腔外科、歯周病、歯科麻酔、小児歯科及び歯科放射線をいうこと。</p> <p>b～d（略） ②～③（略）</p>

参考資料

日本専門医機構の専門医に関する医療広告についての今後の進め方について

第18回
医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
(令和3年7月8日) 資料2-1

論点

- 平成25年の「専門医の在り方に関する検討会報告書」に基づき、平成30年から新専門医制度が開始された。本年秋から、日本専門医機構が基本領域（19領域）の専門医について認定開始予定。なお、サブスペシャリティ領域の議論の整理には一定の期間を要する見込み。
- 患者等が求める医療に関する適切な選択に資する情報の提供をより適切に行う観点から、専門性資格に関する広告について、どのような対応が考えられるか。

対応案

- 日本専門医機構が認定する基本領域の専門医については、本年秋から認定開始となることを踏まえ、同時期より広告可能としてはどうか。また、サブスペシャリティ領域については、詳細な整理を受けてから、その広告の在り方を検討することとしてはどうか。
- 歯科領域についても同様に、日本歯科専門医機構が認定する専門医を広告可能とした上で、サブスペシャリティ領域については、詳細な整理を受けてから、その広告の在り方を検討することとしてはどうか。
- 日本専門医機構の設立の趣旨や、国民から見て分かりやすいものとする観点から、同機構が認定する専門医の広告を基本としてはどうか（学会等が認定する資格名の広告については、これらの趣旨を踏まえ、当分の間の経過措置と位置付けるとともに、新規の広告の届出について適切に取り扱うこととしてはどうか。）。また、同一領域の専門性があるものについては、日本専門医機構認定専門医に限って広告することとしてはどうか。

新たな専門医に関する仕組みについて

[専門医の在り方に関する検討会報告書（平成25年4月22日）抜粋]

- 専門医制度を持つ学会が乱立して、制度の統一性、専門医の質の担保に懸念を生じる専門医制度も出現するようになった結果、現在の学会主導の専門医制度は患者の受診行動に必ずしも有用な制度になっていないため、質が担保された専門医を学会から独立した中立的な第三者機関で認定する新たな仕組みが必要である。
- 広告が可能な医師の専門性に関する資格名等については、新たな専門医の仕組みの構築に併せて見直す必要がある。
- 専門医の広告に関しては、患者の適切な選択に資する観点から、今後、第三者機関において、専門医の認定基準やサブスペシャリティ領域の範囲等を明確にした上で、基本的に、同機関が認定する専門医を広告可能とすべきである。
- 第三者機関以外の学会等が認定する資格名（厚生労働省告示に規定する外形的な基準を満たす学会認定の専門医を含む。）の広告の取扱いについては、今後、引き続き検討する必要がある。その際、第三者機関が認定する専門医と学会等が認定する資格名との間に、名称等において何らかの区別を設ける必要がある。
- 専門医の認定と養成プログラムの評価・認定の2つの機能を担うとともに、その際の専門医の認定・更新基準や養成プログラム※・研修施設の基準の作成も第三者機関で統一的事業を行うこと。
※ 個別の養成プログラムは、基準を踏まえ、各研修施設が作成することになる。
- 専門医の領域については、国民が医師の専門性をどこまで理解できるのかを踏まえ、名称を含め、国民から見て分かりやすいものとする必要がある。

新たな専門医制度の基本設計

サブスペシャリティ領域

基本領域（19領域）

内科	小児科	皮膚科	精神科	外科	整形外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	泌尿器科	脳神経外科	放射線科	麻酔科	病理	臨床検査	救急科	形成外科	リハビリテーション科	総合診療
----	-----	-----	-----	----	------	------	----	-------	------	-------	------	-----	----	------	-----	------	------------	------

歯科医師の資質向上等に関する検討会

第18回

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
(令和3年7月8日) 資料2-1

(H27年

検討会

歯科医師の資質向上等に関する検討会

(H27.1～)

【検討課題】

- 歯科医師の需給対策に関すること。
- 増加する女性歯科医師の活躍の場に関すること。
- **歯科医療に求められる専門性に関すること。**
- その他、歯科医療の提供に関すること。

※各WGにおける論点整理等を踏まえ、中間取りまとめ(予定)

＜検討会中間報告＞(H29.12)

- 歯科医師の需給問題
- 女性歯科医師の活躍
- 歯科医療の専門性

歯科保健医療ビジョン
○ **あるべき歯科保健医療の提供体制**

検討会の検討課題について、WGで具体的に検討

各WGにおける議論の論点を整理

ワーキンググループ

歯科医師の需給問題に関するWG【計5回】

【検討課題】 (H27.2～H28.4)

- 歯科医療を取り巻く状況を踏まえた対応 ほか
 - ・ 歯科医療や歯科医師の需要・供給
 - ・ 歯科医師のキャリアパス 等

女性歯科医師の活躍に関するWG【計4回】

【検討課題】 (H27.3～H28.2)

- 女性歯科医師の働き方やキャリアパスに関する対応
- 女性歯科医師の活躍に対する支援のありかた ほか

歯科医療の専門性に関するWG【計5回】

【検討課題】 (H27.4～H28.5)

- 安全・安心な歯科医療を提供するために必要な歯科医療の専門性
- 歯科医療で既に位置づけられている専門医について ほか

歯科医療の専門性に関するWGの議論をふまえた論点整理(概要)

① 各学会において認定されている専門医について

- 専門医として求められる知識・技能等の認定基準について、各学会が独自に設定し、養成される専門医のレベルが異なっている。
- 専門性資格の表示を見ても、その専門性の内容や水準が国民のみならず歯科医師にとってもわかりにくいものが存在するため、各学会の専門医制度については、客観的評価を踏まえた根本的な見直しを行う必要がある。

② 歯科医療の専門性・専門領域について

- 専門医制度は、国民にとって受診の選択に資する情報のひとつである
→ 当該専門性を広告することが歯科医療機関や歯科医師の選択の参考となるような「国民が求めている専門性」と、歯科医師間で難症例等の患者紹介等に活用するための「歯科医師が求めている専門性」とを分けて議論すべきである。
- 基本的には、国民も歯科医師も、各学会に専門医制度が存在し、それが乱立することで制度が混乱することを望んでない
→ 近接・類似する領域の専門医制度の在り方等について、当該専門領域に求められる知識や技術の難度、特殊性などを踏まえ、関連する諸学会や歯科医師会等で統廃合も含め検討されるべきである。

③ 専門医の養成・認定・更新について

- 今後の専門医の養成の在り方を考える際には、研修内容や認定にかかる客観的な評価方法や評価基準等を設定する必要がある。
- これを第三者組織によって行うべきであるとの意見がある一方で、中立性、公平性、迅速性、実現可能性等を考慮し、既存の組織内に外部委員を採用することによって対応すべきとの意見もあり、最適な方策について今後も議論すべきである。

(H28.11.25第3回歯科医師の資質向上等に関する検討会)

中立・公平な第三者機構として

H30年4月2日 一般社団法人 日本歯科専門医機構設立

歯科専門医の
質を保証・維持

日本歯科専門医機構が認証する専門医制度

日本歯科専門医機構に申請

日本歯科医師会	日本歯科医学会連合	
日本歯科麻酔学会 (歯科麻酔専門医)	日本顎関節学会	日本レーザー歯学会
日本歯内療法学会	日本障害者歯科学会	日本口腔インプラント学会
日本有病者歯科医療学会	日本口腔外科学会 (口腔外科専門医)	日本補綴歯科学会
日本歯科放射線学会 (歯科放射線専門医)	日本顎顔面インプラント学会	日本歯科医療管理学会
日本小児歯科学会 (小児歯科専門医)	日本口腔腫瘍学会	日本歯科医学教育学会
日本歯科保存学会	日本口腔診断学会	日本歯周病学会 (歯周病専門医)
日本歯科審美学会	日本顎咬合学会	日本老年歯科医学会
日本接着歯学会	日本臨床歯周病学会	日本口腔衛生学会
日本薬物療法学会	日本矯正歯科学会	

各学会が専門医を認定

その他の学会・団体

※専門医制度がない学会もある
※赤字: 現行制度で広告可能な専門性資格・団体